秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時　令和元年５月２８日（火）
午後３時～午後４時１５分
場所　秋田県市町村会館　大会議室

１　開　会

２　あいさつ

３　議　事

（１）市町村提案について
①過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定について
（市長会・町村会）　【資料　１】

（２）県提案について
①すこやか子育て支援制度の拡充について　【資料　２】
②秋田県生活排水処理事業連絡協議会の法定協議会への移行について　【資料　３】

（３）県からの説明・報告事項について
①マイナンバーカードを活用した消費活性化策について　【資料　４】
②コミュニティ生活圏形成事業について　【資料　５】
③「秋田の眠れる魅力」発見・発信事業について　【資料　６】
④障害者差別解消推進事業について　【資料　７】
⑤自殺予防緊急対策について　【資料　８】
⑥県と市町村の連携による社会基盤の整備について　【資料　９】
⑦県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について　【資料１０】
⑧大規模生産拠点の全県展開について　【資料１１】
⑨全国豊かな海づくり大会・あきた大会について　【資料１２】
⑩水稲極良食味新品種について　【資料１３】

（４）前回の協働政策会議のフォローアップについて　【資料１４】

（５）その他

４　閉　会

秋田県・市町村協働政策会議総会出席者名簿

市町村

No.	役　職　名	氏　名
1	秋田市長	穂積　志
2	能代市長	齊藤　滋宣
3	横手市長	髙橋　大
4	大館市長	福原　淳嗣
5	男鹿市長	菅原　広二
6	湯沢市長	鈴木　俊夫
7	鹿角市長	児玉　一
8	由利本荘市長	長谷部　誠
9	潟上市長	藤原　一成
10	大仙市長	老松　博行
11	北秋田市長	津谷　永光
12	にかほ市長	市川　雄次
13	仙北市長	門脇　光浩
14	小坂町長	細越　満
15	上小阿仁村長	中田　吉穂
16	藤里町長	佐々木　文明
17	三種町長	田川　政幸
18	八峰町副町長	日沼　一之
19	五城目町長	渡邉　彦兵衛
20	八郎潟町長	畠山　菊夫
21	井川町長	齋藤　多聞
22	大潟村副村長	工藤　敏行
23	美郷町副町長	佐々木　敬治
24	羽後町副町長	浦田　一栄
25	東成瀬村長	佐々木　哲男

関係団体

No.	役　職　名	氏　名
1	秋田県市長会事務局長	嶋　貢
2	秋田県市長会事務局課長	多可　和幸
3	秋田県市長会事務局参事	佐藤　修
4	秋田県町村会業務課長	遠藤　正人
6	鹿角広域行政組合事務局長	渡部　勉
7	能代山本広域市町村圏組合事務局長	今井　一晴
8	秋田周辺広域市町村圏協議会事務局主査	今野　大和
9	本荘由利広域市町村圏組合事務局長	長谷川　聡
10	大曲仙北広域市町村圏組合副管理者	小松　英昭
11	湯沢雄勝広域市町村圏組合事務局長	石山　淳一

秋田県

No.	役　職　名	氏　　名
1	知事	佐竹　敬久
2	副知事	堀井　啓一
3	教育長	米田　進
4	警察本部長	鈴木　達也
5	総務部長	名越　一郎
6	総務部危機管理監(兼)広報監	渡辺　雅人
7	企画振興部長	草彅　作博
8	企画振興部次長	嘉藤　正和
9	あきた未来創造部長	湯元　巖
10	観光文化スポーツ部長	佐々木　司
11	健康福祉部長	諸冨　伸夫
12	生活環境部長	高橋　修
13	農林水産部長	齋藤　了
14	産業労働部長	妹尾　明
15	建設部長	小林　健太郎
16	会計管理者(兼)出納局長	赤川　克宗
17	鹿角地域振興局長	土田　元
18	北秋田地域振興局長	鎌田　雅人
19	山本地域振興局長	小坂　純治
20	秋田地域振興局長	保坂　学
21	由利地域振興局長	佐々木　薫
22	仙北地域振興局長	佐藤　暢芳
23	平鹿地域振興局長	石川　聡
24	雄勝地域振興局長	深井　力
25	市町村課長	坂本　雅和

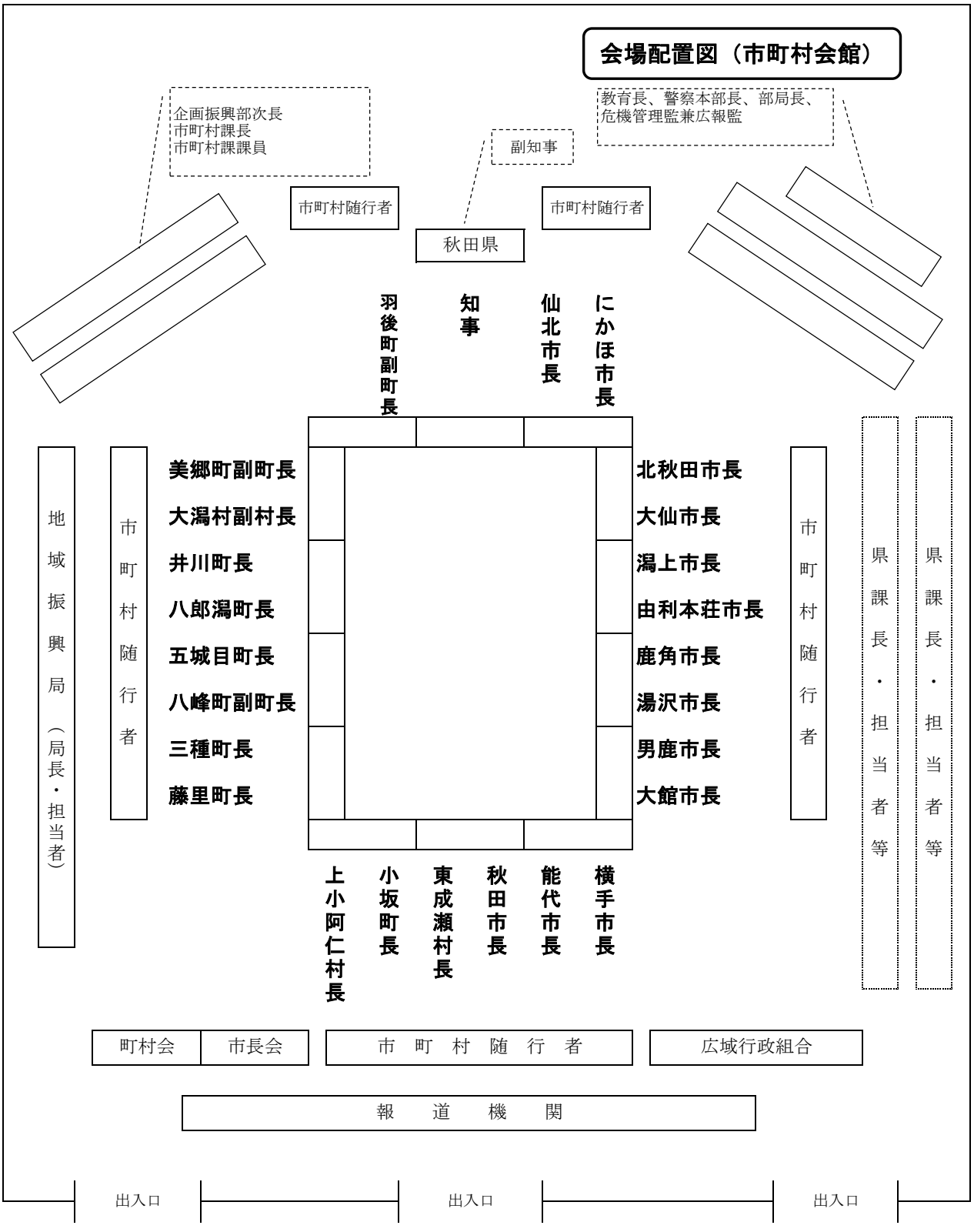
会場配置図（市町村会館）
企画振興部次長
市町村課長
市町村課課員
教育長、警察本部長、部局長、
危機管理監兼広報監
副知事
市町村随行者
市町村随行者
秋田県
知事
羽後町副町長
仙北市長
にかほ市長
地域振興局（局長・担当者）
市町村随行者
美郷町副町長
大潟村副村長
井川町長
八郎潟町長
五城目町長
八峰町副町長
三種町長
藤里町長
北秋田市長
大仙市長
潟上市長
由利本荘市長
鹿角市長
湯沢市長
男鹿市長
大館市長
市町村随行者
県課長・担当者等
県課長・担当者等
上小阿仁村長
小坂町長
東成瀬村長
秋田市長
能代市長
横手市長
町村会
市長会
市町村随行者
広域行政組合
報道機関
出入口
出入口
出入口

資料１

秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

団体名　秋田県市長会、秋田県町村会

項　　目　　名	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定について
提　案　要　旨	現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和３年３月末をもって失効することとなっているが、引き続き県土の大半を占める過疎地域の振興を図っていく必要があるため、県と市町村が一体となって情報共有や新法制定の実現に向けて取り組んでいく。
理　　由 (背景等)	昭和４５年４月に制定された「過疎地域対策緊急措置法」から、現行法まで、４次にわたる特別措置法により過疎対策が実施されてきており、本県の過疎地域においても、道路、教育文化施設の整備、産業の振興等に取り組み、住民福祉の向上や地域格差の是正等に努めてきたところです。 しかしながら、過疎関係市町村の多くは、依然として財政基盤が脆弱であることに加え、著しい人口減少と高齢化の進行、集落の衰退等、様々な問題に直面しています。 こうしたことから、集落対策、生活交通の確保、地域医療の確保、農林水産業をはじめとする産業の振興、子育て支援など広範な分野において、地域住民の安全安心な暮らしを支える、実効性のある対策を切れ目なく講じていくことが重要です。 県内では過疎関係市町村が２３と、県土の大半を占めておりますが、これら市町村の振興は県全体の発展につながるものであり、過疎対策を今後さらに推進していくためには、県と市町村が一体となって、新たな法律の制定を目指すことが必要です。

資料２

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名　　あきた未来創造部

項　　目　　名	すこやか子育て支援制度の拡充について
提　案　要　旨	国の幼児教育無償化における給食費（副食費）の見直しを踏まえ、県と市町村が協働で実施しているすこやか子育て支援制度について、令和元年１０月から拡充する。 【拡充の内容】 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３～５歳児を対象に副食費を助成する。 ・対　象 ３～５歳児の副食費（世帯年収約３６０万円～上限なし） ・補助率等 第１子から　１／２（世帯年収約３６０万円～約６４０万円(※)） １／４（世帯年収約６４０万円(※)～） 多子世帯　　全額 (※)保育所は約６４０万円、幼稚園は約６８０万円
理　　由 （背景等）	○　少子化の進む本県において、県民の子育ての希望を実現するため、国の幼児教育無償化の機会を捉え、国制度の見直しにより副食費の負担が増える保育所のみならず、新たに幼稚園の利用世帯も支援対象として拡充するものである。 ○　３～５歳児の給食費については、現在、幼稚園は主食・副食費とも、保育所は主食費のみ保護者より実費徴収しているが、国制度の見直しにより副食費の取扱いを統一し、全て実費徴収することとしている。（年収約３６０万円未満世帯及び第３子以降については免除） ○　なお、本制度は、社会全体で子育てを支えていくとの考えを前提に、子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することを目的とし、県と市町村が経費を１／２ずつ負担して、平成３年度から実施している。 ※　保育料本体については、現行のすこやか子育て支援制度の助成範囲のうち、０～２歳における課税世帯など国無償化の対象とならない部分について、引き続き助成する。

すこやか子育て支援制度の拡充について

給食費（副食費）の助成

1　国による幼児教育無償化に伴う給食費（副食費）の見直し

・保育所を利用する3～5歳児の副食費が、制度の見直しにより実費徴収に変更される。

・なお、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降については、幼稚園、保育所ともに副食費相当額は免除される。

	幼稚園	保育所	
	3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児
主食（米、パン）	実費徴収 月額3,000円～5,000円	実費徴収 月額1,000円～2,000円	保育料に含まれる 月額3,000円
副食（おかず）		**保育料に含まれる →実費徴収に変更 月額4,500円**	保育料に含まれる 月額4,500円

2　すこやか子育て支援制度の拡充

国制度における給食費（副食費）の見直しを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児を対象に副食費を助成する。

（制度の概要）

〇対　　象

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児の副食費

（世帯年収約360万円～（上限なし））

〇補助率等

第1子から　　1／2（世帯年収約360万円～約640万円）

1／4（世帯年収約640万円～）

多子世帯（※1）　　全額

（※1）H28.4.2以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降及びH30.4.2以降に生まれた第2子以降を全額助成

2号認定（保育所：3～5歳児）

世帯年収	区分	現行	国無償化後	県新制度案
～360万円	主食	実　費　徴　収		ー
	副食（おかず）	保育料に含まれる 1/2助成（※1）	国制度・全額無償化	ー
360万円～640万円	主食	実　費　徴　収		ー
	副食（おかず）	保育料に含まれる 1/4助成（※1）	実費徴収	1/2助成（※1）
640万円～	主食	実　費　徴　収		ー
	副食（おかず）	保育料に含まれる 助成なし（※2）	実費徴収	1/4助成 （※1）（※3）

（※2）H30.4.2以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降を1/2助成

（※3）ひとり親世帯については、1/2助成

1号認定（幼稚園：3～5歳児）

世帯年収	区分	現行	国無償化後	県新制度案
～360万円	主食	実　費　徴　収		ー
	副食（おかず）	実費徴収	国制度・全額無償化	ー
360万円～680万円	主食	実　費　徴　収		ー
	副食（おかず）	実　費　徴　収		1/2助成（※1）
680万円～	主食	実　費　徴　収		ー
	副食（おかず）	実　費　徴　収		1/4助成 （※1）（※3）

資料３

秋田県・市町村協働政策会議の協議事項について

部局名　　建設部

項　　目　　名	秋田県生活排水処理事業連絡協議会の法定協議会への移行について
提　案　要　旨	県と市町村連携による広域化・共同化の取組については、平成２２年度に設置した「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を協議する場として活用し、多くの実績を挙げてきているが、法的位置づけの明確化や、持続可能な生活排水処理事業運営に資する取組の一層の推進を図るため、本協議会を下水道法第３１条の４で規定する法定協議会へ移行する。
理　　由 （背景等）	○　生活排水処理事業を取り巻く環境は、耐用年数を超過する施設の更新需要の増大や、人口減少に伴う使用料収入の減少等による事業経営の悪化、事業を担う職員の減少等、益々厳しくなることが予想され、今後、どのように住民サービスを持続的に提供していくのかが課題となっている。 ○　県と市町村との連携による処理施設の統廃合、維持管理業務の共同化等による広域化・共同化の推進は、課題解決に向けた有効な対応策のひとつであると考えており、「第３期ふるさと秋田元気創造プラン」において、行政サービスの水準を維持するため、県と市町村が適切な役割分担のもと、更に連携を深めながら、様々な施策を協働により展開していくことが重要であるとしている。 ○　国においても、下水道事業の広域化・共同化を推進しており、平成２７年５月の下水道法改正により、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場としての協議会制度を創設したほか、平成３０年１月には、汚水処理関連４省が都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定による事業運営の効率化と適切な管理の実施を求めている。 ○　県では、これまでも、「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」で生活排水処理事業の広域化・共同化の取組を進めてきたが、本協議会の法的な位置づけを明確にするとともに、持続可能な生活排水処理事業運営に資する取組の一層の推進を図るため、下水道法第３１条の４で規定する法定協議会へ移行するものである。

令和元年5月28日
建　　設　　部

秋田県生活排水処理事業連絡協議会の法定協議会への移行について

【 設置経緯 】

秋田県・市町村協働政策会議
（平成21年度設置）

- ○ 県及び市町村の協働
- ○ 住民サービス向上、地域の自立・活性化等政策提案
- ○ 対等な立場で合意形成

秋田県生活排水処理事業連絡協議会
（平成22年4月14日設置）【 任意 】

- □ 生活排水処理に関する県と市町村との協働事業の計画立案
- □ 事業の円滑な推進を図るための連絡調整

【 現状・課題 】

職員減少	【 人 】	**運営管理体制の脆弱化**
施設老朽化	【 モノ 】	**汚水処理施設の改築・更新コストの増加**
人口減少	【 カネ 】	**使用料収入の減少**

【 これまでの取組実績 】

流域下水道と単独公共下水道の統合

○ 秋田市単独公共下水道の汚水を流域下水道秋田臨海処理センターで処理（令和2年度統合）

汚泥の集約処理・資源化

○ 県北3市3町1組合の下水道終末処理場、し尿処理場から発生する汚泥を、流域下水道大館処理センターで集約処理、資源化（令和2年度供用）

県北地区広域汚泥資源化施設　外観

【 今後の取組 】

＜ ハード ＞

県南地区広域汚泥利活用推進業務

○ 「コンポスト化」を軸に汚泥資源化施設整備を計画

※ 施設建設場所は今後検討

＜ ソフト ＞

管路の包括管理の共同化

○ 管路清掃や点検（法定、日常）、修繕を包括的に民間企業に委託する手法を検討

発注者 県，市町村 ⇔（業務委託契約）⇔ 複数民間企業による共同企業体

事務処理／窓口業務の共同化

○ 事務の効率化・適正化による業務負担の軽減
○ 公営企業会計移行に向けた市町村への支援

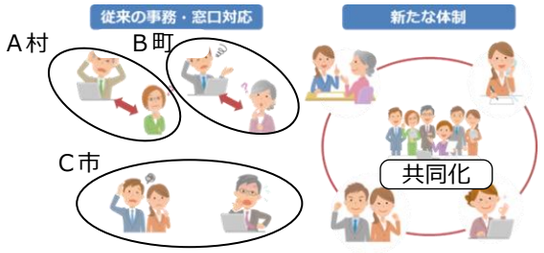

官民連携による補完体制の構築

○ 第三者組織等による補完体制構築を検討
○ 地元自治体・地元企業連携で運営管理体制を強化

維持管理時代の到来を控え、**広域化・共同化の取組**を加速

下水道法に基づく「法定協議会」 へ移行

秋田県生活排水処理事業連絡協議会　設立趣意書(案)

本県では、人口減少と高齢化が全国で最も高い水準で進行していますが、これに伴う地域コミュニティ機能の低下により、将来の存続が危ぶまれる地域が増加することが懸念され、新たなコミュニティの構築や住民サービスのあり方が喫緊の課題となっています。

県では、人口減少等に起因する様々な課題の解決を図るため、平成２１年１０月に県と市町村が協働で取り組むべき事項を協議する「秋田県・市町村協働政策会議」を設置し、下水道事業をはじめとする生活排水処理事業では、平成２２年４月に「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を立ち上げ、県と市町村が連携する具体的な取組を進めて参りました。

生活排水処理事業を取り巻く環境は、耐用年数を超過する施設の更新需要の増大や、人口減少に伴う使用料収入の減少等による事業経営の悪化、事業を担う職員の減少等、益々厳しくなることが予想され、今後、どのように住民サービスを持続的に提供していくのかが課題となっております。

県と市町村との連携による処理施設の統廃合、維持管理業務の共同化等による広域化・共同化の推進は、有効な対応策のひとつであり、平成３０年３月に策定しました「第３期ふるさと秋田元気創造プラン」では、行政サービスの水準を維持するために、県と市町村が適切な役割分担のもと、更に連携を深めながら、様々な施策を協働により展開していくことが重要であると唱え、新たな協働策の提案により施策の充実を図ることとしております。

また、国においても、下水道事業の広域化・共同化を推進しており、平成２７年５月の下水道法改正では、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場としての協議会制度を創設し、さらに平成３０年１月には、汚水処理関連４省より「広域化・共同化計画」の策定を都道府県に求め、計画による事業運営の効率化と適切な管理の実施を求めております。

これまでも、「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」において、生活排水処理事業の広域化・共同化の取組を進めて参りましたが、本協議会の法的な位置付けを明確にすると共に、持続可能な生活排水処理事業運営に資する取組の一層の推進を図るため、下水道法第３１条の４で規定する法定協議会へ移行することとします。

令和元年５月２８日
秋田県知事
関係市町村長
関係下水道事業管理者
関係一部事務組合管理者

秋田県生活排水処理事業連絡協議会設置要綱（案）

（名称）

第１条　本会は、秋田県生活排水処理事業連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、県、市町村及び関係機関が連携し、生活排水処理に関する協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条に掲げる目的を達成させるため、次の事業を行う。

(1)　秋田県生活排水処理構想（以下「県構想」という。）の見直しに係る検討及び調整

(2)　生活排水処理に係る広域化・共同化計画（処理場統廃合、維持管理運営共同化等）の策定及び関連する施策の検討及び調整

(3)　生活排水処理により発生する汚泥の広域処理及び利活用に関する施策の検討及び調整

(4)　その他、県構想及び協働事業の推進に必要な事項の検討

（構成）

第４条　協議会は、別表第１に掲げる者をもって構成する。

２　協議会は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三十一条の四に基づくものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

（役員）

第５条　協議会に、次の役員を置く。

(1)　会長１名

(2)　副会長１名

２　会長は、秋田県知事をもって充てる。

３　副会長は、協議会の構成員の互選によるものとする。

（役員の職務）

第６条　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）
第７条　協議会に次の会議を置く。
(1)　総会
(2)　幹事会
(3)　部会
２　前項に定めるもののほか、協議会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

（総会）
第８条　総会は、協議会の構成員をもって構成する。
２　総会は、会長が招集し、議長となる。
３　総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
(1)　要綱の制定及び改廃に関すること。但し、団体名称の変更等軽微な事項を除く。
(2)　高度な判断を要する重要な事項に関すること。
４　総会は、構成団体の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席団体の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を総会に出席させ、意見等を求めることができる。

（幹事会）
第９条　幹事会は幹事長及び幹事をもって構成し、別表第２に掲げる者をもって充てる。
２　幹事長は、秋田県建設部下水道課長とする。
３　幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
４　幹事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
(1)　総会の議事に関すること。
(2)　検討すべき課題及び情報の収集、提供に関すること。
(3)　部会へ委託する検討事項等に関すること。
(4)　協議会の構成員に関すること。
(5)　その他会長が必要と認める事項に関すること
５　幹事会は、必要に応じ構成団体以外の者を幹事会に参加させ、意見を求めることができる。
６　前条第４項の規定は、幹事会の運営について準用する。

（部会）
第 10 条　部会は、幹事会から委託された特定の課題に関連する団体をもって構成する。
２　部会長は、秋田県建設部下水道課長とする。
３　部会は、部会長が招集する。

４　部会は、幹事会から委託された事項について検討等を行う。
５　部会は、検討結果等について幹事会へ報告するものとする。

（事務局）
第 11 条　協議会の事務局は、秋田県建設部下水道課に置く。

（その他）
第 12 条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則
この要綱は令和元年５月２８日から施行する。

別表第１
協議会構成員　※下水道法第三十一条の四より

区　分	団　体　名　等
県　（第一項）	秋田県知事
市町村（第一項） （第二項第一号）	秋田市長 秋田市上下水道事業管理者
	能代市長
	横手市長
	大館市長
	男鹿市長
	湯沢市長
	鹿角市長
	由利本荘市長
	潟上市長
	大仙市上下水道事業管理者
	北秋田市長
	にかほ市長
	仙北市長
	小坂町長
	上小阿仁村長
	藤里町長
	三種町長
	八峰町長
	五城目町長
	八郎潟町長

市町村（第一項） （第二項第一号）	井川町長
	大潟村長
	美郷町長
	羽後町長
	東成瀬村長
一部事務組合 等 （第二項第一号）	鹿角広域行政組合管理者
	能代山本広域市町村圏組合理事会代表理事
	本荘由利広域市町村圏組合管理者
	大曲仙北広域市町村圏組合管理者
	湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者
	男鹿地区衛生処理一部事務組合管理者
	八郎潟町・井川町衛生処理施設組合管理者
	北秋田市周辺衛生施設組合管理者
第二項第二号に該当する者	幹事会に諮り認められた者
第二項第三号に該当する者 （学識経験者等）	

別表第２

幹事会

区　分	団　体　名　等
県	秋田県建設部下水道課長
	秋田県生活環境部環境整備課長
市町村	別表第１に掲げる団体において、生活排水処理並びに第３条（事業）に関連する担当事務を所掌する部署の長
一部事務組合	

資料4

マイナンバーカードを活用した消費活性化策について

令和元年５月２８日
企　画　振　興　部

1. 概要

- 消費税率引き上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小規模事業者に対する消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、対策効果の落ち込みを緩和し消費の活性化を図る観点から、一定期間の措置として、マイキープラットフォーム（※）を活用した自治体ポイントへのプレミアムの付与に対して国が支援する。
- 令和２年４月から６月までのポイント購入、７月以降のポイント利用に向けて、今年度は国の補助制度を活用して、広報やマイキーＩＤ設定の支援、店舗募集等の準備作業を進める。

※マイキープラットフォームとは、マイナンバーカードのマイキー部分（ＩＣチップの空きスペース等）を公共施設等の利用者カードや商店街・自治体ポイントなどのサービスに活用するための共通情報基盤を指す。

2. 事業イメージ

プレミアムポイントの取得方法や使い方等の事業イメージは次のとおりである。

3. 自治体ポイント利用後の精算

自治体ポイント利用後の自治体と商店やオンラインショップとの精算方法は、次のとおりである。

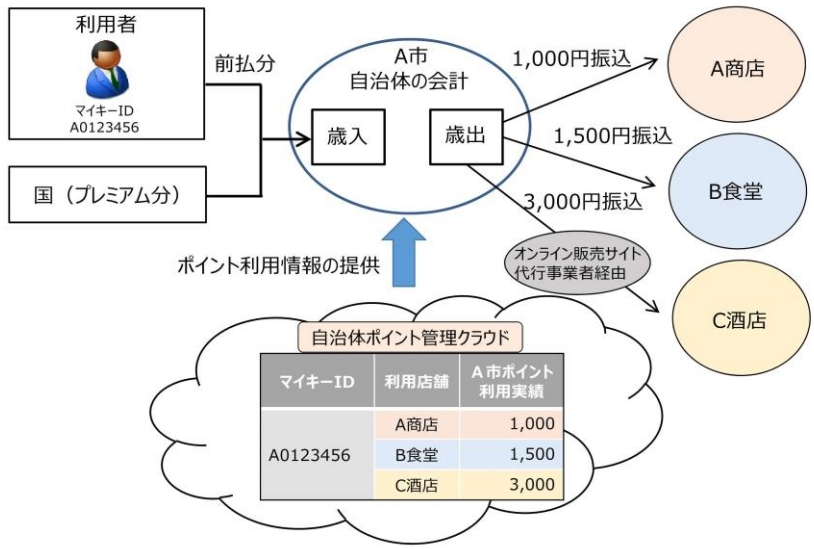

4. 地方公共団体が令和元年度に行う標準的な業務（想定）

〈市区町村が行う標準的な業務〉

（１）広報

○令和２年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施すること、マイキーＩＤ設定支援コーナーの設置に関すること等の広報を実施する。

（２）マイキーＩＤ設定支援

○マイキーＩＤ設定支援コーナーを設置し、マイナンバーカード取得者に対し、マイキーＩＤの設定を支援する。

（３）店舗募集

○自治体ポイントを利用できる店舗の募集等（商工会等への委託実施も想定）

〈都道府県が行う標準的な業務〉

（１）広報

○令和２年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施すること等の広報を実施する。

（２）店舗募集

○県有施設での自治体ポイント利用、広域的な旅行券（ふるさと旅行券）の開発

5. マイキープラットフォーム運用協議会

- クレジットカードによる自治体ポイント取得の際の前払にあたっては、各地方公共団体ではなく、マイキープラットフォーム運用協議会が協議会会員の地方公共団体を代表してクレジットカード事業者とポイント販売等に関する契約を締結
- このため、「マイナンバーを活用した消費活性化策」に参加するためには、協議会に参加する必要がある。
- 協議会への参加にあたっての費用負担はなく、参加手続は、協議会事務局（総務省地域力創造グループ地域情報政策室）への届出のみ

※参加団体数３７８団体（令和元年５月７日現在）
本県では、大館市、大仙市、県が参加済

資料５

コミュニティ生活圏形成事業について

令和元年５月２８日
あきた未来創造部

１　事業目的

人口減少や少子高齢化が急速に進行している中で、集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくために、複数の集落からなるコミュニティ生活圏※の形成を図ることによって、将来にわたって持続可能な暮らしを守る取組を促進する。

※コミュニティ生活圏：地域住民が一体感を感じ、歴史・文化的なまとまりや住民の合意形成を図りやすい、複数の集落からなるエリアをいう。

２　実施主体

県・市町村

※今年度は５市町で実施（横手市、大館市、男鹿市、五城目町、羽後町）

３　事業内容

県と市町村が協働し、次のスケジュールにより実施

１年目	・コミュニティ生活圏単位での現状分析・将来人口予測の実施 ・モデル地区における現地調査・ヒアリング、ワークショップの実施 ・市町村毎の報告会及び県全体の成果報告会の開催
２年目	・モデル地区において、地域座談会を繰り返しながら、将来に向けた具体的な目標や地域のグランドデザインを策定
３年目以降	・策定したグランドデザインに基づき、地域住民が主体となり、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実施

※（一社）持続可能な地域社会総合研究所（所長：藤山浩氏）の協力を得て実施

４　依頼事項

令和３年度までに、全２５市町村における事業展開を考えており、上記以外の２０市町村においては、令和２年度以降の実施について検討していただきたい。

※なお、５月２０日に開催した「第１回秋田県地域コミュニティ政策推進協議会」において事業概要を説明済

コミュニティ生活圏形成事業

目　的　集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくため、複数の集落からなる、新たなコミュニティ生活圏の形成を図る。

集落の状況

○　人口減少・高齢化の急速な進行
○　商店やガソリンスタンドの撤退など
○　生活の基礎的な単位＝「**集落**」では地域経営が困難

集落消滅の危機

コミュニティ生活圏とは

○　複数の集落からなる地域住民が一体感を感じ、歴史・文化的なまとまりや住民の合意形成を図りやすいエリア
　⇒旧小学校区・公民館区等
○　市町村（地域）の実情に応じてエリア設定
○　約5,500集落⇒300程度のコミュニティ生活圏の形成を目途
○　日常生活に必要なサービス機能の維持・確保

事業展開

＜展開のステップ＞

ステップ1
コミュニティ生活圏単位での人口分析・将来シミュレーション

ステップ2
コミュニティ生活圏ごとの将来に向けた地域のグランドデザインの設定

市町村
・コミュニティ生活圏の設定
・コミュニティ生活圏の形成・活動支援

コミュニティ生活圏
・組織体制の確立（ワークショップ等）
・地域のグランドデザインの策定

県
・意識啓発
・調査分析、ヒアリング、セミナー 等

効　果
○日常生活に必要なサービス機能の維持・確保
○周辺集落との交通ネットワークの確保
等

ステップ1　コミュニティ生活圏単位での人口分析・将来シミュレーション

【令和元年度】
　5市町で次の取組を実施（横手市、大館市、男鹿市、五城目町、羽後町）
　＜地域の現状と未来の見える化＞
　　①生活圏単位で地域人口の現状分析・将来人口予測
　　②持続可能な地域の将来予測（定住人口増加、出生率向上、若者の流出抑制等）
　　③モデル地区を選定し、現地調査・ヒアリング、ワークショップ
　＜普及啓発等＞
　　実施市町での報告会、県全体の成果報告会の開催
【令和2年度】
　他市町村での展開

ステップ2　コミュニティ生活圏ごとの将来に向けた地域のグランドデザインの策定

【令和2年度～】
　◆ステップ1の取組を行った地区（市町村）
　○地域の将来像（目標）を描くため、住民同士が徹底議論する地域座談会の開催
　○コミュニティ生活圏ごとの将来に向けた具体的な目標や地域のグランドデザインを策定
　○地域づくり活動等に参画し、地域課題解決に向けた積極的な支援を実施
　○市町村と連携した機運醸成、現地活動の支援
　○「小さな拠点」の形成　　○複数の市町村にまたがる広域的な課題の検討を実施

資料６

「秋田の眠れる魅力」発見・発信事業について

令和元年５月２８日
観光文化スポーツ部

地域の隠れた素材がマスメディアやＳＮＳ等において注目を集め、日々取り上げられる中にあって、県内の魅力的な素材を掘り起し、メディアに対して積極的に情報発信することで、本県がテレビ番組等で取り上げられる機会を拡大し、一層のイメージ向上につなげていきたいと考えている。

各市町村には、次の事項についてご協力をお願いします。

１　テレビ等の題材の掘り起し

ＮＨＫ連続ドラマのみならず、幅広くテレビ等に取り上げられる題材を収集し、メディアに対する提案や誘致活動を行うことで、秋田をＰＲしたいと考えており、ドラマやドキュメンタリーの題材に相応しいストーリー性のある人物や歴史、文化等の掘り起しに協力いただきたい。

２　撮影に適した素材の情報提供

映像映えするコンテンツや全国区となっていない地元ならではの撮影スポットを集約し、県として集中的に紹介することによって、メディアから秋田を発信したいと考えており、撮影に適した地域の魅力的な素材に関する情報提供をお願いする。

３　スキルアップセミナーへの参加

メディアで取り上げられる機会の拡大に向けて、ロケ誘致に取り組む意義や制作者サイドに対する企画提案のポイント等について理解を深める研修会を６月２８日に開催予定であり、市町村職員の積極的な参加をお願いする。

○「ＮＨＫ連続ドラマ」秋田県誘致推進協議会
　設置：平成２８年１２月
　会員：県、各市町村、経済団体等
　目的：ＮＨＫ連続ドラマのほか、各局テレビ番組、映画、ネット配信動画、雑誌等のロケ地として秋田県が取り上げられるよう、官民一体となって様々な活動を行う。

○あきたロケ支援ネットワーク
　設置：平成３１年４月
　会員：協議会の実務担当者、ロケ支援団体等
　目的：本県がメディアで取り上げられる機会の拡大を図るため、本県の魅力ある素材について情報収集、集約、整理を行い、メディアに向けて積極的な情報発信及び提案活動を行う。

資料７

障害者差別解消推進事業について

令和元年５月２８日
健　康　福　祉　部

この４月からの「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」の施行に伴い、市町村や障害者団体等との協働による障害者への差別解消に関する取組を推進するため、次の事項について御協力をお願いします。

１　差別解消に係る相談への対応

各市町村において、障害を理由とする差別に関する相談に対応するための窓口の設置

２　職員への対応要領の周知

各市町村が作成した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の職員への周知と適切な対応

３　市町村広報による普及啓発

障害の理解促進、障害のある人への配慮事例の紹介、相談窓口などについて、広報紙、ウェブサイト等を活用したＰＲの実施

４　関連事業への協力

〇研修会への職員の参加
- 県、市町村等の行政職員を対象とした一般職員向け研修会
- 県、市町村、障害者団体等で相談業務に従事する職員向け研修会

〇障害者理解教育の推進
- 小中学校において、障害者との交流を通じた障害及び障害者理解促進を図るための、障害者団体が講師となる出前講座などの派遣事業の活用

〇障害者サポーター養成
- 障害者など援助や配慮が必要な方へ、必要に応じて声をかける等の思いやりができるサポーターを養成する事業の取組や参加

資料８

自殺予防緊急対策について

令和元年５月２８日
健　康　福　祉　部

平成３１年の自殺者の状況は、全国最下位を脱出見込みの平成３０年から再び増加に転じており、緊急の対策が必要となっています。県としても緊急対策事業を実施することとしておりますが、各市町村においては、次の事項について、団体やＮＰＯ等と連携し、対策を行ってくださるようお願いします。

１　高齢者対策

平成３１年１月から４月の統計において、自殺者数の大きな増加が認められた７０歳以上の高齢者への対応策の実施

２　各種事業の前倒しや追加及び緊急対策事業の実施

今年度に実施を計画している事業の前倒しによる早期実施や実施回数、開催地区などの追加及び新たな緊急対策事業の実施

３　自殺の原因に対応したきめ細かな対策の実施

地域毎に異なる自殺の原因の分析・把握と、その結果に基づく、地域の実情に応じたきめ細かな対策の実施

【　参　考　】

○１月～４月の自殺者数の状況　（秋田県警察本部自殺統計）

	平成３１年	平成３０年	増減
自殺者数	７７人	５３人	＋２４人

内　訳　（年代別）　（人）

	H31	H30	増減
19歳以下	1	0	1
20～29歳	1	5	△4
30～39歳	8	3	5
40～49歳	11	5	6
50～59歳	12	12	0
60～69歳	10	11	△1
70～79歳	10	8	2
80歳以上	24	9	15
計	77	53	24

（原因別）　（件）

	H31	H30	増減
家庭問題	9	7	2
健康問題	28	22	6
経済・生活問題	10	10	0
勤務問題	3	3	0
男女問題	0	1	△1
学校問題	0	1	△1
その他	0	1	△1
不詳	32	17	15
計	82	62	20

県と市町村の連携による社会基盤整備の推進

資料 9

能代港

能代港 洋上風力発電の促進

西津軽能代沿岸道路

日沿道 鷹巣西道路（県施工）

県北地区広域汚泥資源化事業
（Ｒ２供用予定）

東北自動車道

能代港

大館能代空港

米代川

二ツ井
今泉道路

鷹巣西道路
（Ｒ２供用予定）

H30.3開通

日沿道
整備促進・早期開通

小渕地区 地すべり対策事業

小渕地区 地すべり対象全景

三種川 床上浸水対策特別
緊急事業（Ｒ１完成予定）

日本海沿岸東北自動車道

船川港

船川港
津波対策

手形陸橋 4車線化工事

秋田港

千秋広面線（手形陸橋）
（Ｒ１完成予定）

国道105号 大覚野峠

大曲鷹巣道路

秋田港（イメージパース）

秋田港 クルーズ拠点の施設整備

新文化施設イメージ

県・市連携文化施設整備

古川

国道7号
下浜道路
（Ｒ１供用予定）

秋田空港

国道46号 生保内～卒田 間

盛岡秋田道路

秋田港と秋田北ＩＣを直結する道路

秋田港アクセス道路
（Ｒ１新規事業化）

淀川
(改良復旧)

土買川
(改良復旧)

新波川
(改良復旧)

雄物川

斉内川のＪＲ橋架替

斉内川
河川改修事業

楢岡川
(改良復旧)

秋田自動車道

横手北スマートＩＣ（Ｒ１供用予定）
（横手市事業中）

県臨海処理区と秋田市
八橋処理区の統合事業
（Ｒ２統合予定）

雄物川 緊急治水対策
（激特事業）

国道107号
本荘道路

上溝川
(改良復旧)

４車線化（L=7.7km）
Ｒ１事業認定区間

秋田自動車道 ４車線化の実現

子吉川

鳥海ダム
本体工事早期着工

成瀬ダム（完成イメージ）

日沿道
整備促進・早期開通

横堀道路

東北中央自動車道

真室川雄勝道路
（H29新規事業化）

真室川雄勝道路

鳥海ダム

成瀬ダム

成瀬ダム 本体工事促進

遊佐象潟道路

東北中央道
整備促進・早期開通

凡例	
高規格幹線道路	
供用区間	━
事業中区間	━
地域高規格道路	
供用区間	━
計画・候補路線	● ● ●

（凡例）
→ 直轄事業等
→ 補助事業

資料１０

県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について

令和元年５月２８日
秋 田 県 警 察 本 部

協力依頼等事項	１　通学路等における防犯カメラの設置推進 ２　高齢者対策の推進
協力依頼等要旨	１　市町村による街頭防犯カメラの継続的な設置をお願いする。 ２　市町村による高齢者対策の推進 （１）はいかい高齢者の早期発見、保護対策の更なる取組をお願いする。 （２）地域公共交通の充実と活性化（高齢者に対して運転免許証の自主返納を促ための交通手段の確保）の推進をお願いする。
理　　由 （背景等）	１　防犯カメラの設置推進 （１）現状 全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にあるが、子供が凶悪犯罪に巻き込まれる事件は後を絶たず、特に昨年５月、新潟県新潟市で発生した女子児童殺害事件は社会に大きな衝撃を与えた。 県内においても、昨年７月、女子児童が男に連れ去られ、車内でわいせつな行為をされる事件が発生したほか、ここ最近、子供に対する声掛け等の前兆事案は増加傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にある。 このような情勢を踏まえ、県警では、街頭防犯カメラの設置を促進しており、平成 27 年度からの３年間で秋田市、能代市、大館市及び大仙市に計 69 台の防犯カメラを設置したほか、本年度は、横手市及び由利本荘市に計 10 台の防犯カメラを設置する予定である。 また、市町村等の自治体においては、平成 27 年度以降、全市町村で計 154 台の防犯カメラを設置しているが、いまだ通学路等における防犯カメラの設置は不十分であり、人の目の行き届かない危険箇所等への設置が喫緊の課題となっている。 （２）協力依頼事項 昨年６月には、政府の関係閣僚会議において、「登下校防犯プラン」が策定され、自治体をはじめ、教育委員会、学校、警察等の関係機関が連携して通学路等における子供の安全対策を推進することとなったことから、各自治体の協力の下、通学路等における防犯カメラの設置をお願いする。

	2　高齢者対策の推進 （１）はいかい高齢者の早期発見、保護対策の更なる推進 ①現状 警察においては、特に、認知症高齢者のはいかいによる保護事案が増えており、昨年保護した高齢者 832 人のうち、約６割が認知症を患っていた。このような取扱いは年々増加しており、場合によっては生命の危険に至るような事案も多く、その対応に現場の警察力の多くを割かれているのが実情である。 高齢者の保護対策は、警察と行政機関とが情報共有することによって効果的に進められるとの考えの下、県警では、認知症の高齢者を取り扱った際は、家族等の承諾を得て、市町村に情報提供し、その後の支援につながるよう「認知症等高齢者支援情報提供要綱」を制定し、平成 29 年から運用しているところ。 県内においては、平成 30 年 10 月から秋田市が、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者を事前に登録し、警察を含む関係機関と情報共有する事業を展開しているほか、県内のいくつかの市町村では、関係機関と「高齢者安全安心ネットワーク」等を構築しており、効果的に運用がなされていると承知している。 ②協力依頼事項 各市町村において、秋田市と同様の情報共有の枠組みを整備するなどの高齢者保護に資する取組をお願いする。 （２）地域公共交通の充実と活性化（高齢者に対して運転免許証の自主返納を促すための交通手段の確保） ①現状 平成 30 年中の交通事故死者数 42 人中、高齢死者は 27 人と全体の 64.3％を占めているほか、高齢者が第１当事者となる死亡事故は 15 件（16 人）発生している。 警察では、これまで、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、看護師の資格を有する運転適性相談員の配置による相談体制の充実や運転免許センターにおける運転免許証自主返納の日曜日の取扱いを実施している。加えて、代理人による申請の受理や交番・駐在所における受理等、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境作りに努めているところ。 高齢運転者が運転免許証の自主返納をためらう理由として、「返したくても車以外に交通手段がない。」、「どこに出掛けるにも車以外の足となる交通手段がない。」ことなどがあげられる。 ②協力依頼事項 高齢者による運転免許証の自主返納は、高齢運転者が当事者となる不幸な交通死亡事故の減少に資するものであるので、これをさらに促進するために、各市町村には、地域公共交通の活性化により高齢者の交通手段の確保をお願いする。

資料１１

大規模生産拠点の全県展開について

令和元年５月２８日
農　林　水　産　部

複合型生産構造への転換を図るため、拠点となる大規模団地の整備を進め、昨年度までに園芸メガ団地等２０地区、大規模畜産団地３８地区の整備が完了した。

これにより、えだまめ・ねぎ・しいたけなどの園芸品目の生産が拡大したほか、畜産産出額も着実に増加している。

この流れを確かなものとするため、引き続き、市町村やＪＡ等と連携しながら、生産基盤の拡大を進めていく。

１　園芸メガ団地、しいたけ団地の整備状況

地　域	完了地区数	継続地区数	今年度着手	合　計
鹿　角			1	1
北秋田	3	3	1	7
山　本	4	3	1	8
秋　田	2	2	1	5
由　利	2	1	1	4
仙　北	2	1		3
平　鹿	5	2	3	１０
雄　勝	2	1		3
合　計	２０	１３	8	４１

２　大規模畜産団地の整備状況

地　域	完了地区数	拡大地区数※	今年度着手	合　計
鹿　角	6			6
北秋田	4			4
山　本	3	（1）		3
秋　田	2		1	3
由　利	4		2	6
仙　北	１１	（1）	1	１２
平　鹿	3			3
雄　勝	5			5
合　計	３８	（2）	4	４２

※　拡大地区数：完了地区のうち、更なる拡大を図る地区数

資料１２

全国豊かな海づくり大会・あきた大会について

令和元年５月２８日
農　林　水　産　部

本年９月７日・８日に、秋田市内の会場で「天皇陛下御即位記念第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」を開催する。

式典行事、海上歓迎・放流行事、関連行事を開催する予定であり、全国からの大勢の方の来県を契機に秋田を発信し、本県の水産業の振興と地域の活性化を図る。

○　行事の概要

・主　　催：豊かな海づくり大会推進委員会
　　第３９回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会
・大会テーマ：海づくり　つながる未来　豊かな地域

９月７日（土）

歓迎レセプション（秋田キャッスルホテル）

平成30年高知大会の様子

９月７日（土）～ ８日（日）

○　道の駅あきた港で関連行事を開催
（ステージイベント、物産販売等）

○　サテライト会場において、物販や展示等を実施
（秋田市、男鹿市、にかほ市、八峰町）

９月８日（日）

式典行事（秋田県立武道館）

功績団体表彰、稚魚のお手渡し等を実施

海上歓迎・放流行事（秋田港飯島地区）

平成30年高知大会の様子

資料１３

水稲極良食味新品種について

令和元年５月２８日
農　林　水　産　部

先般、秋田米のフラッグシップとなる極良食味新品種を「秋系８２１」に決定した。
今月９日には、ブランド化戦略の推進母体となる「秋田米新品種ブランド化戦略本部」を設置しており、令和４年の市場デビューに向けた取組を、順次本格化させていく。

１　「秋系８２１」の特徴

約800系統の中から食味評価が安定的に高く、あきたこまち並の収量で、耐病性・高温登熟耐性に優れる「秋系８２１」を新品種となる系統として決定した。

(1) 食味

・平成30年度に首都圏で実施した食味調査の評価

＜卸・小売業者＞

【外観】白く、透明感やツヤがあり、見栄えが良い

【食感】弾力があるが柔らかく、のどごしが良い

【食味】粘りと甘みが強く、噛むほどに甘みが出る

＜一般消費者＞

	総合評価	外観	香り	柔らかさ	粘り	甘み
秋系821	4.0	4.4	4.1	3.7	4.0	3.6
コシヒカリ	3.5	3.8	3.5	3.4	3.5	3.2

※品種名を伏せての食味調査(5点満点の平均値)。

(2) 栽培特性

・あきたこまちより出穂期で６日、成熟期で12日遅い晩生

・収量はあきたこまち並で、いもち病に強く、高温による品質低下が少ない

品種・系統名	出穂期 (月/日)	成熟期 (月/日)	収量 (kg/a)	千粒重 (g)	いもち 耐病性	高温登 熟耐性
秋系８２１	8/6	9/23	57.2	22.0	強～やや強	やや強
あきたこまち	7/31	9/11	58.9	22.1	中～やや弱	中

※農業試験場ほ場における栽培試験結果。2015～2018年の平均。

２　今後の主なスケジュール

令和元年度：ブランド化戦略の策定、ＳＮＳ等による情報発信、現地栽培試験
令和２年度：名称決定、生産・出荷基準設定、栽培マニュアル作成、生産者募集
令和３年度：ロゴマーク決定、試験販売、生産者決定
令和４年度：一般作付け、市場デビュー

資料１４

秋田県・市町村協働政策会議における協議結果のフォローアップについて

令和元年５月２８日
企 画 振 興 部

平成３０年１１月１３日に開催されたこの会議において市町村及び県から提案のあった事項について、現在、次のような取り組みが進められている。

１　市町村提案事項について

提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
各産業分野における外国人の活用を含めた総合的な労働力の確保について 本県では、ほとんどの産業分野において労働力が不足している状況であり、農林水産業を含めた各産業分野における雇用対策・人材育成策の推進が求められており、更には、各分野における外国人労働者（技能実習生含む）について、適切な雇用管理や生活支援、研修などによる労働力の活用も重要であることから、これら総合的な労働力の確保対策について、県、市町村、事業主が一体となって取組を進めていけるような環境を構築する。	各産業分野において総合的な人材確保対策について、県と市町村が情報共有と意見交換を行う場を設ける。 国が創設することとされている、外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格については、今後情報収集に努め、制度内容の周知を図っていく。 農業分野における労働力の確保については、地域内からの雇用を基本としつつ、外国人労働者の活用について、国の動向を注視しながら、情報の共有を進める。 また、担い手対策については、移住就農者の掘り起こしやフォローアップなど市町村と連携しながら取り組んでいく。	【担当：産業労働部、農林水産部】 （産業労働部関係） ○　平成３０年９月に設置した「秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」において、県、市町村、各産業団体間で情報共有等を図るとともに、外国人の受け入れに向けた環境整備などについて意見交換等を行っていく。 ○　昨年度に引き続き、労働局や法務省等関係団体と連携しながら、県内企業、各団体、県民、市町村担当者等を対象に、外国人材受入れに関する各種制度に係るセミナーを開催するほか、連絡協議会傘下団体へのアンケート調査を実施し、外国人材の活用に向けた現状把握を行う。 ○　平成３１年４月１８日に、「秋田県外国人雇用サポートデスク」（秋田県行政書士会）を開設し、企業からの相談体制を整備しているほか、「秋田県外国人相談センター」（秋田県国際交流協会）に新たに専門相談員１名を配置し、外国人の生活相談体制の充実を図っている。 （農林水産部関係） ○　令和元年６月を目処に、地域の取組を県域でサポートする「秋田県農業労働力サポートセンター」（協議会の後継組織）を設置し、ＪＡが開

		設する無料職業紹介所の支援、雇用環境の整備、外国人材を含めた多様な人材の確保に向けた研修の実施など、総合的に取り組むこととしている。 ○　多様なルート・年代層から新規就農者を確保・育成するため、就農前の相談活動から実践研修の運営と支援、就農時の初期投資支援、就農後のフォローアップまで、市町村と連携して実施している。

2　県提案事項について

提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
行政事務の標準化・共通化に向けた自治体クラウド導入について 市町村の業務負担の軽減を図るため、各市及び町村が個別に運用している情報システムのクラウド技術導入による共同利用に向けて、システム及び行政事務の標準化・共通化の課題並びにその解決方法等を県と市町村が協働して検討する。	自治体クラウド導入に向けて、情報システムの共同利用のための各市町村の業務プロセスやシステムの標準化・共通化等に必要となる作業や手続き等について、県と市町村が協働して検討を進めていく。	【担当：企画振興部】 平成３１年２月１３日に、全市町村が参加する「秋田県自治体クラウド検討本部」を設置している。 平成３１年４月１９日に、全市町村を対象に、自治体クラウド導入検討に係る業務・システム等の調査を依頼しており、今後、調査結果等を踏まえ、導入に向けた課題の抽出、解決方法の検討などを行っていくこととしている。